

第四十回 参議院運輸委員会議録 第二号

昭和三十七年二月一日(木曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

十二月十四日委員大和与一君辞任につき、その補欠として相澤重明君を議長において指名した。

一月十三日委員井野碩哉君辞任につき、その補欠として天坊裕彦君を議長において指名した。

一月二十四日重宗雄三君辞任につき、その補欠として村松久義君を議長において指名した。

一月二十五日委員野上進君及び三木與吉郎君辞任につき、その補欠として大野秀次郎君及び重宗雄三君を議長において指名した。

一月二十四日前田佳都男君委員長辞任につき、その補欠として村松久義君を議院において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 村松 久義君
理事 天埜 良吉君
委員 金丸 富夫君
大倉 精一君
江藤 智君
重宗 雄三君
小酒井義男君
中村 正雄君
松浦 清一君
加賀山之雄君

昭和三十七年二月一日重宗雄三君辞任につき、その補欠として村松久義君を議長において指名した。

午前十時三十七分開会

國務大臣

國務大臣 齋藤 昇君
政府委員 運輸大臣 齋藤 昇君
運輸大臣官房長 広瀬 真一君
運輸省海運局長 江 章男君
事務局側 気象廳長官 和達 清夫君
常任委員 会専門員 古谷 善亮君

本日の会議に付した案件

- 運輸事情等に関する調査
- (昭和三十七年度運輸省及び日本国有鐵道関係の予算に関する件)
- (今国会提出予定法律案に関する件)
- 港域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 船員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(村松久義君)ただいまより委員会を開会いたしました。
- 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

存じます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

○委員長(村松久義君)委員の変更について御報告いたします。

大和与一君、井野碩哉君、野上進君、三木與吉郎君が辞任されまして、相澤重明君、天坊裕彦君、大野木秀次郎君及び私が選任されました。

○委員長(村松久義君)次に、委員長及び理事打合会の結果について御報告申し上げます。

本委員会の定例日は、前国会同様毎週火曜日及び木曜日とすることとし、必要に応じて定期例会以外でも開会することに協議決定いたしましたから、御了承を願います。

なお、本日は昭和三十七年度運輸省予算の大綱についての説明、提出予定法案の説明、さらに付託法律案の提案理由の説明を聴取いたしたいと存じます。

まず、予算の大綱について御説明を願います。齋藤運輸大臣。

○國務大臣(齋藤昇君)昭和三十七年度運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

初めに、予算の規模について申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

この際、「一言」ござつ申し上げます。

○委員長(村松久義君)ただいまより委員会を開会いたしました。

この際、「一言」ござつ申し上げます。

○委員長(村松久義君)ただいまより委員会を開会いたしました。

この際、「一言」ござつ申し上げます。

このたび、はからずも私が運輸委員長に選任されました。何分にも不なれのものでござりますが、委員の方々の格別の御指導、御協力によりまして、本委員会の運営を円滑にいたしたいと

存じます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

三十三億七千八百七十三万五千円の増額であり、約二四%の増加率を示しております。この増加額の内訳を見ますと、行政部費系統におきまして三十九億三千四百八十万八千円の増額であり、公共事業費系統におきまして九十四億四千三百九十二万七千円の増額となつております。このうちには両系統を通じ定員三百三十一人の絶増が含まれています。なお、ただいま申し上げました歳出予算総額のうちには北海道港湾事業費等の他省所管分六十五億四千五百六十万六千円が含まれています。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、木船再保険特別会計の歳入歳出予定額は、前年度より若干減少し二億九千四百六十四万九千円となり、自動車損害賠償責任再保険特別会計の歳入歳出予定額は、附保自動車の車両数の増加に対応し、前年度より約十億円増額され六十三億一千三百七十三万円となっております。また前年度から新たに設置された港湾整備特別会計におきましては、その歳入歳出予定総額は、最近における船込み等に対処するため前年度より約五十億円増額さるため、昭和三十七年度の予算におきまして、これらの諸点を考慮いたしまして、国民所得倍増計画の第二年度目にあたる昭和三十七年度の予算におきまして、これらは、同計画の基本線を維持しつつ、最近における経済事象の変化に即応して、ます国際収支の改善をはかるための貿易外収支の改善と輸出の振興、経済発展に即応する輸送力の増強さらに防災体制の強化、交通安全及び海上治安の確保、運輸関係科学技術の振興等の諸施策に重点を置き、これらを積

政府といたしましては、昭和三十六年度以降約十年間に国民総生産を倍増することを目標として国民所得倍増計画を策定し、わが国経済の健全な発展をはからうとしております。当省におきましてもこの趣旨にのっとり、海陸空にわたる運輸交通部門全般について効率的な諸策の遂行に努力いたしております。しかしながら、昨年来経済発展のテンポは予想を大きく上回り、内需の旺盛と輸出の停滞により改善をはかるため強力な対策が要請されています。また、急速に発展する第二次産業部門の輸送需要の伸びは、運輸交通部門の供給力を大きく上回りまして、これが経済成長に対する阻害要因となりかねない危険性が顕著に現われてきているのであります。さらには、わが国経済の国際的環境は、貿易為替の自由化の促進が強く要請されておるなど、一そらそのきびしさを加えています。

これらの諸点を考慮いたしまして、国民所得倍増計画の第二年度目にあたる昭和三十七年度の予算におきまして、これらは、同計画の基本線を維持しつつ、最近における経済事象の変化に即応して、ます国際収支の改善をはかるための貿易外収支の改善と輸出の振興、経済発展に即応する輸送力の増強さらに防災体制の強化、交通安全及び海上治安の確保、運輸関係科学技術の振興等の諸施策に重点を置き、これらを積

極的に推進することいたしておりま
す。

以下、部門別に重点施策の要旨を御説明申し上げたいと存じます。
まず海運関係について申し上げます

補給を行なおうとするものでありま
す。なお、これら利子補給にかかる新
たな契約限度額として市中金融機関に
対する分として十八億五千六百十三万
九千円、日本開発銀行に対する分とし
て十六億七千五百四万五千円を計上し
ております。

第九に、太平洋客船建造研究に必要な経費として千五百万円を計上しておりますが、これにより太平洋客船の建造についての諸問題の研究を行ないたいと存じます。旅客船の建改造を実施する予定でありますから、最近における管理費の増加にかんがみ、そのうち一億円は出資をもって充てることとし、残余は資金運用部資金からの融資を予定しております。

に、船員供給源の開拓に必要な経費を増進するため、国内における船員厚生を施設を整備する公益法人に対してその整備費の一部を補助するために必要な経費二千五百万円とあります。

第二に、船員教育の充実に必要な経費として一億二千六百九十九万三千円を計上しております。これは、船腹の増大に対応するとともに、船舶運航技術の近代化に即応して、館山に海員学校を新設するほか、教育施設の充実、教育課程の新設などを行なうために必要な経費であります。

次に、港湾関係について申し上げま

年度に比べて約一七%の増加率を示しております。

また、これを勘定別に見ますと、港湾整備勘定においては、その歳入歳出予定額二百八十六億八千三百八十四万四千円の規模をもちまして港湾改修事業として、横浜港外約三百港の整備を行なう予定であり、特定港湾施設整備勘定においては、その歳入歳出予定額六十八億四千四十七万二千円の規模をもちまして、輸出港湾として大阪港外一港、石油港湾として千葉港外四港、鉄鋼港湾として千葉港外七港及び石炭港湾として苫小牧港外七港につきまして港湾施設の整備を行なう予定であります。

第二に、港湾及び海岸防災事業の推進に必要な経費として百二十六億二千七十二万八千円を一般会計に計上しております。これによりまして特別高潮対策事業、チリ地震津波対策事業、伊勢湾高潮対策事業等、海岸防災施設の整備と港湾及び海岸災害の復旧を促進する所存であります。

措置をしようとするものであります。
第二に、外航船舶建造融資利子補給
に必要な経費として七億九千三百十五
万六千円を計上しております。本制度
は、外航船舶建造資金を融通する市中
金融機関に対する利子補給を行なうこ
とによりまして、海運企業の合理化に
対する自主的努力と相俟つて海運企業
の金利負担を軽減し、海運企業の基盤
を強化しますとともに、これに国際競
争力を賦与しようとするものであります。

備をはかるため約五十万総トンの建造を行なう予定であります。

第五に、三国間輸送助成に必要な経費として四億六千万円を計上しております。これにより前年度に引き続き、三国間輸送を促進してわが国海運の發展と外貨の獲得をはかりたいと存じます。

次に船舶関係について申し上げます。

第一に、船舶の経済性向上対策に必要な経費として千四百五十五万円を計上しております。これによりまして最近における船舶の自動化、構造の合理化等の趨勢に対応し、わが国海運の国際競争力の強化に資するため、船舶の経済性の飛躍的向上を目指としてこれが試設計を行ないたいと存じます。

第二に、造船関連工業振興に必要な経費として九十五万六千円を計上しておりますが、貿易及び為替の自由化に對処して、国際競争力の弱い造船関連工業の合理化等を促進する所存であります。

教育課程の新設などを行なうために必要な経費であります。次に、港湾関係について申し上げますと、第一に、港湾整備五カ年計画に基づく港湾整備事業の促進に必要な経費として二百二十五億七百四十二万八千円を計上しております。このうちには一般会計から特別会計への繰入金二十六億六千三百七十五万円が含まれております。国民所得倍増計画に基づき貿易量の伸長、工業生産の拡大及び国土開発の進展に対応して緊急かつ計画的に港湾の整備をはかる必要がありますので、昭和三十六年度を初年度として港湾整備五カ年計画の実施に努めておりますが、最近の主要港湾における著しい船込みの状況にかんがみ、昭和三十七年度においては、その早急な解消をはかるべく、六大港の整備に重点を置いて港湾整備事業の早期実施を行

の金利負担を軽減し、海運企業の基盤を強化しますとともに、これに国際競争力を賦与しようとするものであります。

定しております。これは、前年度に引き続き、航行に耐えられない状況に立ち至っている戦時標準船の代替建造を行なうために必要な資金であります。また、特定船舶整備公団分として十六億円、日本開発銀行の融資十二億円を予定しております。

第八に、特定船舶整備公団の国内旅客船の建改造に必要な資金として七億円を予定しております。これにより昭和三十七年度におきましては、同公団

第三に、中小型鋼船造船業及び木船造船業の合理化に必要な経費として五百八十一万五千円を計上しております。これにより、引き続きこれら造船業の技術の向上、経営の合理化をはかりたいと存じます。

次に船員関係としましては、第一に、海上要員の確保に必要な経費として二千六百六十二万四千円を計上しております。これは最近深刻化しつつある海上労働力の不足を開拓するため

著しい船込みの状況にかんがみ、昭和三十七年度においては、その早急な解消をはかるべく、六大港の整備に重点を置いて港湾整備事業の早期実施を行なう所存であります。

これら港湾整備事業は、前年度において設置されました港湾整備特別会計によつて実施されているのであります。が、同会計の歳入歳出予定額は三百五十五億二千四百三十一万六千円と、前

二

百七十九万五千円を計上しております。このうち前者は、東海道新幹線の建設を初めとする国鉄輸送力の増強をはかるための所要財政資金であり、後者は、昭和三十五年度及び昭和三十六年度における新線建設費相当額の一部を日本国有鉄道に対して補助するための経費であります。

第二に、地下高速鉄道建設促進に必要な資金として帝都高速度交通團に百億円を、東京都、大阪市、名古屋市及び神戸市については総額百七十億円の財政資金の融資が予定されております。

第三に、地下高速鉄道建設費補助に必要な経費として一億八千百七十八万円が計上されております。都市交通の円滑化をはかるためには、地下高速鉄道網の早急な整備を行なう必要があるのですが、その建設費は巨額に及び、これが経営の重圧となっている現状にかんがみ、東京都、大阪市、名古屋市及び帝都高速度交通團に対し、建設費の一部を補助しようとするものであります。

第四に、踏切道改良費補助に必要な経費として二千二百一一万三千円を計上しております。これによりまして、さきに成立をみました踏切道改良促進法に基づき踏切道の改良の促進をはかるため、保安設備の整備を行なう経営の苦しい地方鉄道、軌道事業者に対しても費用の一部を補助する予定であります。

次に自動車関係につきまして申し上げますと、

第一に、自動車行政の基本体制の充実強化に必要な経費として三億一千七百二十二万八千円を計上し、また要員

も六十九人の車両数に対す。これにて検査場の整備と車輪送統計機器機能の強化体制の整備等す。
第二に、自動車輸送として六百四十五台おりますが、実態調査、分運送事業者のラック等の取扱を施す予定でましては、
第一に、日出資として円を計上して争力を強化を行なうものも、同社の十二億円、借百八十万円をなうことにして、
第二に、国費として二十二億八百万円をターミナルビする予定であります。こましましては、二歩路の新設、空港につきましては、ほかに八百万円を在施設の改修す。

これによりまして激増の員員を行なつて、自動車事故防止機構及びタクシードをはかるとともに、よりまして運送秩序の確立に心し、京都外六四十七万六千円であります。そこで、この監査、白タクサ取り締まりなどを行なう予定であります。

する自動車
カ所の車両
つて検査登
もに、自動
一免許業務
であります
対策の強化
必要な経費
を計上して
して運転者
及び自動車
、免許証
を強力に実
現といたし
社に対する
計中に三億
社の国際競
標政府出資
務保証を行
に必要な経
を計上して
について二
八億六千八
れにより滑
辺の整備、
取等を実施
際空港につ
百八十万円
三百二十
大阪国際
として、現
路の新設の

第三に、国内賃貸として九億四千九百森外七空港のための用地買収があります。これとして名古屋空港航行しますとともに、予定であります。

第四に、航空機乗員の委託契約による経費として、航空機の緊急な養成における養成に補助しようとするます。航空機乗員を計上しておいて、航空路監視の設置等を実施して、このレーダーをしましては、二億九千六百六十億円あります。

第五に、航空機乗員の委託契約による経費として、第一に、日本空港のいたしまして、これは外であります。これは外であります。

第二に、同協会の設立費用として、同協会の設立費用として、設備資金としてあります。

三に、ユースホスピタルの整備費として、国・地方公共団体ターゲットの増設設備費を計上しております。これについても新たに、公営とともに、公営所の整備を行なう予定であります。これによりまして、海難救助強化に必要な経費補助金四千七百六十万三千円とともに、塩釜港の整備費十億五千九百四十万三千円といたしまして、日本観光協会は、ダラス及びカナダの整備充実をはかります。

公の海外観光宣傳、つまり、昭和三十一年度、ランクフルトにて、海外観光実業団は、立ニースホステルの一部を補助して、海外観光実業団は、五百五十万円を計上しておられ、老朽巡視船艇の置き換えを計上しておられます。なまに、安全確保に関する経費として、航空基地の新設工事費一億八千八百万元、水路業務整備費一億六千九百四十五万円、海上保安組織の管区海上保安本部の新設工事費一億六千九百四十五万円、海上警備力の強化工事費としてあります。

十四万四
海標識、
航路の精
建造する
集約管理、
湾標識、
気象観測
実施する
防災気象
上して七
幌、仙台
勢湾地域
置の新設
の整備等
及び地震
によりま
八万三千
かります。
員、農業
拡充強化
に必要な
第一に、
大船渡測
設の整備
模写放
關する研
ります。
次に科
ます。

空機の航行安全確保のための管制施設の近代化に関する研究、新型式輸送機関の開発に関する研究等を予定しております。

第二に、運輸技術研究所の研究施設の拡充強化と、研究促進に必要な経費として一億六千四百五十五千円を計上しております。これによりまして引き続き原子力船の開発研究を促進いたし

ますとともに、電子航法評価試験体制の整備を行ない、また輸送機関の経済性向上、近代化等に関する研究等を実施し、各種輸送機関と施設の合理化、近代化に資する所存であります。

要な経費として八千六百七十三万七千円を計上しております。港湾工事に関する研究部門と、調査設計部門とは、これまで分離独立しておりましたが、

港湾技術の強力な発展をはかるためこれらを統合して港湾技術研究所を設置いたす予定であります。

が練習船進徳丸の代船建造に必要な経費として五億二千万円を計上しております。これによりまして前年度に引き続き、老朽化しております練習船進

徳丸の代船の建造を実施する予定であります。

総務省よりますか、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願い申し上げます。

りまして、三十七年度は日本経済の著しい成長のあとを受けて、経済の展進は幾分控え目にならざるを得ないと考え、収入支出予算を組みましたが、一方で、國鉄輸送力の増強及び近代化のための国鉄新五ヵ年計画実施の第二年度として、この計画実現に支障を来たさないよう十分の配慮をいたした次第あります。

以下、収入支出予算につきまして、損益、資本及び工事の各勘定別に御説明申し上げます。

まず、損益勘定について申し上げます。収入におきましては、鉄道旅客輸送人員は五十四億九千万人、輸送人キロは対前年度七・三%増の一千万三百六十九億人キロとして旅客収入二千九百四十六億円を見込み、また、鉄道貨物輸送トン数は二億一千百万トン、輸送トンキロは対前年度五・九%増の五百八十億トンキロとして貨物収入二千二百二億円を見込んでおります。以上の旅客、貨物収入のほか、雑収入等を含めまして収入合計は五千二百四十六億円となつております。

次に、経営費についてみますと、人件費につきましては三十七年度の昇給と期末、奨励手当合計三・二五九月分を見込みまして、給与の総額は一千七百八十一億円といたしておきます。また、物件費につきましては、節約に特段の努力を払うことにしておりましたが、おもなものといたしましては、動力費四百八億円、修繕費六百五十九億円を見込んでおります。これらを合せまして、経営費の総額は三千六百五十億円となつております。

以上の経営費のほかに、受託工事費四十億円、利子及び債務取り扱い諸費用

二百六十二億円、減価償却費五百七十九億円、資本勘定へ繰り入れ六百八十八億円、予備費六十五億円を合わせまして、損益勘定の支出合計は五千二五十四十六億円となつております。次に、資本勘定について申し上げます。収入といたしましては、先ほど申し上げました済価償却引当金五百七十九億円、損益勘定から受け入れます一千八十八億円のほか、資産充当七十五億円、鉄道債券六百十五億円、資金運用部等からの借入金四百七億円、合計二千三百五十六億円を計上いたしております。

うち二千三百五十五億円を工事勘定に繰入れるほか、借入金等の償還三百四十四億円、帝都高速度交通開拓団等への出資七億円を予定いたしております。

最後に、工事勘定について申し上げます。三十七年度は輸送力の増強及び近代化に重点を置き、東海道幹線増設工事を推進するとともに、主要幹線の

複線化、電化、電化されない区間の
ディーゼル化、さらには通勤輸送の混
雑緩和、車両の増備をはかるため、二
十六年度に比して百十億円増の二千二

十五億円を計上いたしました。
以下、工事勘定の内容について御説明申し上げます。

度と同額の七十五億円を言いましたが、あります。次に、東海道幹線増設につきましては、昭和三十四年度に着工してから四年目を迎え、工事も最盛期に入りますので、前年度より百七十二億円を増額いたしまして六百十億円を計上し、幹線増設工事の促進をばかり

解消いたしたいと考えであります。次に、通勤輸送対策といったしましては、前年度より十四億円増額し、東京付近六十五億円、大阪付近十七億円、

電車増備二百三十両、四十五億円、計百二十七億円を計上いたし、輸送需要の増大に対応するとともに、混雑緩和をはかることにいたしました。

度より二十一億円増額いたしまして四百九十九億円を計上し、その能力の限界近くまで利用されており、輸送需要の増大に応じ切れなくなっている東北本線、北陸本線、上信越線、中央本線、鹿児島本線等の輸送力を着重し、これら

線区における輸送路をできるだけすみやかに解消することにいたしました。次に、電化及び電車化につきましては、前年度より二十四億円増額し、一

百四十八億円を計上いたしまして、現在工事中の東北本線、常磐線、信越本線、北陸本線及び山陽本線の電化を促進するとともに、既電化区間の電車化を

を積極的に行ないまして列車回数を増加し、サービスの改善と経営合理化をはかることにいたしました。

の取りかえ及び改良、給料費等を含めまして、支出合計は三千三十五億円となつております。これらに要します財源といたしましては、資本勘定から受

以上御説明申し上げました日本国有鉄道の予算は、これに予定されませんでした。収入をあげ、予定の工事計画を完遂するためには格段の努力が必要であるところと考えられますので、公共企業体としていたしております。

もつてわが国経済の発展に資するよきものと存じます。以上、昭和三十七年度日本国有鉄道の予算につきまして御説明申し上げます。したがつて、何とぞ御審議の上、御賛成下さい。次にお願いいたしたいと存じます。

○委員長(村松久義君) 次に、提出された法律案の説明を願います。廣瀬官房長。

○政府委員(広瀬真一君) 運輸省としておこなつてこの第四十国会に提出を予定しております法律案は、総計で十五件ございます。各法律案につきまして、内容をきわめて簡単に御説明をいたします。

第一に運輸省設置法の一部を改正する法律案でございます。この内容は、港湾関係の技術研究を促進するためで、運輸技術研究所の港湾部門を母体とする港湾技術研究所を本省の付属機関として設ける。海員の需要の増大に対処しまして、海員の養成を行なうために館山市に海員学校を設ける。自動車審議会の廃止に伴つて所要の整理を行なう。航空交通管制本部の移転に伴いまして、その所在地を東京都北多摩郡久留米町に改める。気象庁研修所の名称を実態に即応いたしまして気象本部に改める。国家行政組織法第十九条第一項の定員を改める。こういふ内容を含んでおるものでございます。

その次が特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案でございますが、これは本日後ほど提案理由の説明がござりますので、内容は省略いたします。次が日本観光協会法の一部を改正する法律案。これは日本観光協会に対する

る政府の出資がこのたび一億円認められておりますので、これに対する所定の規定の整備を行なうというものでござります。次が南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案でござりますが、これも本日後ほど提案理由の説明がござりますので、内容を省略いたしま

次が海運企業の基盤強化のための臨時措置法案。これは仮称でございますが、この内容は海運企業の基盤強化のため、海運企業の提出します整備計画を審議する海運企業整備計画審議会を設けまして、審議会の承認した整備計画を提出しました海運企業に対しまして五六年間日本開発銀行は一定の債権にかかる利子の徴集を猶予しようといふ内容でございます。

案。これも本日後ほど提案理由の説明がありますから、省略いたします。

次はモーターボート競走法の一部を改正する法律案。これは公営競技調査

会の答申の趣旨にのっとりまして、勝舟投票券の購入を禁止される者の範囲を拡大する等、競走に対する規制を強化し、あわせて競走の実施に関する業務と交付金による振興業務とを組織上分割することによりまして制度運営の合理化をはかるとする内容でござい

次は船員法の一部を改正する法律案。これも本日提案理由の説明がござりますので、内容は省略いたします。

次は公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案。これは健康保険法等の一部改正に伴い、出産費及び

配偶者出産費について最低保障額を設けるとともに、育児手当金を定額化する。次は恩給法等の一部改正に伴いまして、更新組合員等に関し旧日本医療団及び外国政府の職員期間の通算等、所要の措置を講ずる。組合員が退職した後、再びとの組合の組合員となつた場合において、前後の組合通算期間を合算して年金受給資格年限に達するときは、組合員期間を合算する。更新組合員等の旧令共済組合員期間等について実期間として通算する。その他所要の改正を行なうという内容でござい

次は日本国有鉄道法の一部を改正する法律案。これは日本国有鉄道の経営の改善に資するため投資することができる事業の範囲を改めようという内容でござります。

律案。これはILO第八十七号条約を批准することとするに際しまして、鉄道事業の適正な運営を確保するため、鉄道係員に関する規定の整備を行なうという内容でござります。

次は道路運送車両法等の一部を改正する法律案。これは内容は二つございまして、第一は道路運送車両法の一部改正でございます。これは自動車の検査制度を合理化するため、指定自動車整備事業者制度の新設、自動車検査証の有効期間及び原動機番号に関する規定の整備、自動車検査証の有効期間の

終期を表示する標章の表示義務等、所要の規定の整備を行なうという内容でございます。次は自動車損害賠償保障法の一部改正でございまして、これは最近における自動車損害賠償責任保険の加入率の低下に対処し、自動車損害

賠償保障制度を充実強化するため、自動車の検査等と自動車損害賠償責任保険との関連性の強化、軽自動車に対する標章の表示義務、解約の制限等、所要の規定の整備を行なおうとするものでござります。

次は港湾法の一
部を改正する法律案
でございまして、これは海面における
港湾工事のための漁業権の取り消し等
及び損失補償についての規定を設け、
港湾工事の促進をはからうとするもの

次は道路運送法等の特例に関する法律案でございまして、これは仮称でございますが、道路運送法違反者に対する行政処分の実効性を確保しようとするござります。

るものでござります。
次は海上衝突予防法の一部を改正する法律案でございます。これは一九六〇年の国際海上衝突予防規則の改正に伴いまして、所要の国内的な整備を行

なおうといふ内容でござります。
以上十五件が本国会に運輸省といった
しまして、提出を考えております法律
案の内容でございます。

○委員長(村松久義君) 次に、本委員会付託の港域法の一部を改正する法律案の説明を願います。齋藤運輸大臣。

となりました港城法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、港湾事情の変化に伴

い、港の区域が実情に沿わなくなつたものを改める等の必要が生じておりまして港域法の別表を改正しようとしております。

るものであります。

改正を必要とするおもな事情を申し述べますと、第一に、背後地の産業活動の経営二重構造の健全化、沿泊川

の發展による港湾の建設、船舶出入港の增加に伴い、田子の浦港、安芸津港等について港則法を施行する等のため新たに港域を定める必要が生じたことでもあります。

第二に、沿岸の埋め立て、埠頭工事の進展に伴い、港湾施設が拡張される。船舶の交通事情が変化したため、京浜港はか九港について、その実情に合致するよう港域を変更する必要が生じ

第三に、大阪港及び堺港のように隣接した二港が臨海工業地帯の造成等によって経済的にも、また船舶の航行及び停泊の事情からも一体の港湾として

港域法上の一体の港域として合併する必要があります。これが生じたことと、港域機能を發揮しているものについて、港域法上の法律案を提案する理由であります。

○委員長(村松久義君) 本案に対する
○委員長(村松久義君) 質疑等は後日に譲ることにいたします。

のため送付されおり、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案は、二件について御説明を願います。齋藤運輸大臣。

○國務大臣（齋藤昇君）　ただいま議論の問題となりました南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

の他の自然現象による災害によつて、

ことにつきましては、琉球気象台の高層気象観測資料を本邦の観測資料と統一して利用するため、本邦における高層気象観測と同一様式の観測機器を使用し、かつ同一の観測方式で実施されることが必要であるからであります。したがいまして、琉球気象台の南大東島の高層気象観測と同様に物品を譲り与えるように財政法第九条の規定の特別立法の措置を講じた次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

案の提案理由につきまして御説明申上げます。

法の施行に伴い、海上労働に関する労働基準法として全面的に改正されたものである。たゞ、監督権限、労働指針

のでありますか。経済情勢も徳情勢とともに著しく不安定な時期に制定されたため、必ずしも現状に即きない点も

あり、また、その後の経済の成長とともに労働情勢も推移しており、その変化に対応させる必要性も生じて参りま

した。よって、政府は、昭和二十八年
船員中央労働委員会に対し、船員法の
改正について質問いたしました。船員

法は、申すまでもなく、労働基準法と並んで海上労働者の労働基準に関する

基本法としての性格を有するものでありますから、その改正は慎重に行なわなければなりません。同委員会は、こ

のような配慮を前提に、慎重な態度をもって八年間にわたり船員法の全条文について検討を行なつたのであります

が、特に、船員法が現実の国内及び国際の労働慣行に適したものであるか、ある、は労働基準法と均衡を失して想

はないかあるいは国際海上労働者条約との関係はどうか、あるいは最近の労働情勢の推移に適応しているかどうか等の見地から細部について審議を行なつたのであります。その結果、公労使三者の完全な意見の一致をみたものについて昨年末までに答申がなされましたので、政府は、この答申の趣旨に従い、ここにこの法律案を提出した次第であります。

このたびの改正のおもな点は三つに大別されますが、その第一は船員の労働条件の適正化に関するものであります。御承知のように、船員は長期間遠く海上を航行する船舶をその労働の場としておりますので、その居住、労働の環境を適正なものとすることが特に要求されております。このたびの改正案におきましては、まず衛生管理者制度を設け、船内の衛生状態の改善、船員の健康管理、傷病の発生の予防等に従事させることとし、これと関連し、従来の船医制度の合理化をはかりました。また、労働基準法において労働安全衛生規則が定められておりますように、船内作業による危害を防止し、船内衛生を保持するため必要な船舶所有者及び船員の順守すべき事項を命令で定める等の措置により、船員労働の安全及び衛生の確保に資するようにいたしております。このほか、労働時間制の解雇について予告制度を採用することとして、船員の地位の安定をはかる基準法と同様に、傷病船員、産前産後の女子船員の解雇を制限し、予備船員の解雇について予告制度を採用するこ

こととした等、船員の労働条件の適正化をはかつております。

第二に、船員法の適用範囲の拡張についてであります。近時、漁船の性能の向上と漁法の発達により、船員法の適用を受けない小型漁船も沿岸より沖合いへと出漁する傾向がみられるに至っております。その乗組員につきましては、陸上労働を対象とした労働基準法によるよりも、海上労働法としての船員法によることが適当であると考えられますので、これらの漁船を船員法の適用対象とすることいたしました。

第三に、船舶の航海の安全確保に関する規定の整備について申し上げます。従来より船員法におきましては、船舶の航海の安全確保に関する船長の職務について規定しておりますが、これが国海事法体系の整備をはかるという見地から、船舶安全法に基づく命令により定められておりましたこれと同様の性質の事項を船員法に統一的に規定することとし、今後一そな航海の安全確保に努めることいたしました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

次に、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案の改正点は、第一に、特定船舶整備公団の業務範囲を拡大し、港湾運送事業者等と費用を分担して、はしけその他の港湾運送用船舶の建造、貸し渡し等ができるようになります。第二に、公団の資本金四億円を五億円に増額しようとするものであります。

第一の改正点につきましては、昨年

の半ばどころより、各主要港において、船ごみの現象が著しくなり、国際收支、国内生産その他わが国の国民经济の上に、種々の影響を与えていることは御承知のとおりであります。が、このような現象を引き起こした原因の一つに、はしけ不足がありまして、今後なお増加する貨物量に対応し、船ごみの解消をはかるためには、はしけその他の港湾運送用船舶を増強することが必要であります。

はしけは、従来、港湾運送事業者の手によって、その整備がはかられて参りましたが、港湾運送事業者の大半は中小企業者でありまして、資本金五百万円未満のものが七割を占めている現状であります。したがいまして、これらの事業者が融資を受ける場合の信用力、担保力は著しく不足しているため、通常の金融ベースでは、資金調達を行なうことが著しく困難であり、これが、はしけの新造を阻害する要因となり、今回のようなはしけ不足の現象を招いたものであります。

以上のような事情にかんがみ、港湾における船ごみを解消し、今後増大する貨物量に対応する荷役能力の増強をはかるための施策の一環として、特定船舶整備公団の業務範囲を拡大し、資金調達困難な港湾運送事業者等を対象として、公団との共有方式により、はしけその他の港湾運送用船舶の新造を行なうことができるよう措置を講じた次第であります。

なお、このため、三十七年度におきましては、公団に対する資金運用部資金五億円の融資が予定されておりま

第二の改正点につきましては、公司の旅客船改装造業務執行のための事務経費は、政府の出資する資本金の運用益をもってまかなることになつておりますが、昭和三十七年度におきましては、業務を円滑に運営するには、事務経費を増加する必要がありますので、これにあてるべき運用益の増収をはかるため、旅客船事業予算七億円のうち、一億円は、出資金をもつて充て、現在の資本金四億円を五億円に増額することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

以上、申し述べました四案につきましては、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますよう御願いを申し上げます。

○委員長(村松久義君) 以上、予算案及び法律案についての政府の説明を終了いたしました。

この際、何か御発言ござりますか。——なければ、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

第一七五号 昭和三十六年十二月十
四日受理

老人の国鉄運賃割引実施に関する請願
請願者 岡山県笠岡市笠岡一、
六六〇 向井辰次郎外
千九百十二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第七四号と同じで
ある。

第二三四号 昭和三十六年十二月十
三日受理

宇野、高松間海峡鉄道早期実現に関する請願(二通)

請願者 鳥取県米子市議会議長 上田哲雄外一名

紹介議員 仲原 善一君

岡山県宇野付近から香川県高松に至る
鉄道(予定線)を実現することは、本
土、四国間の輸送上のあい路である海
峡連絡の不便解消に画期的な方策であ
り、これが早期実現は地元関係者多年
の宿願である。当局としてはこれまで
に例のない大規模な事業のため、種々
慎重な取扱いも必要とは推察するが、
問題的重要性にかんがみ、他の路線に
優先してこの際ぜひひとと本予定線を調
査線に編入の上、早急な調査完了へ着
工の運びとなるよう格段の配慮をせら
れたいとの請願。

一月十九日本委員会に左の案件を付託
された。

一、老人の国鉄運賃割引実施に関する
請願(第一八二号)

一、国鉄バス近城線に停留所増設の
請願(第三二六号)

一、宇野、高松間海峡鉄道早期実現
に関する請願(第三四七号)

一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃
乗車等に関する法律による乗車券
の家族共用に関する請願(第三九
三号)

第一八二号 昭和三十六年十二月十
五日受理

老人の国鉄運賃割引実施に関する請願
請願者 静岡県小笠郡城東村嶺
向五五八 鷲山隆治外
二百五十七名

紹介議員 杉山 昌作君

わが国は終戦後、家族制度の崩壊に伴
つて、老人の生活に関する諸問題がに
わかに重大な社会問題となりつつあ
る。政府はさきに国民年金法を制定公
布し、老齢援護年金制度を実施された
ことは、わが国社会保障制度の飛躍的
な発展に第一歩を進めたものとして、全
国民のひとしく感謝しているところで
あるが、老齢援護年金は諸種の制約が
あつて、すべての老人がこの恩恵に浴
すことができないものであるから、老
人福祉問題解決の一手段として、七十
歳以上のすべての老人に対し、国鉄旅
客運賃五割引制度を制定、実施せられ
たいとの請願。

第一三四号 昭和三十六年十二月十
八日受理

宇野、高松間海峡鉄道早期実現に関する請願

請願者 岡山市議会議長 花岡 太郎

紹介議員 近藤 鶴代君

岡山県宇野付近から香川県高松に至る
鉄道(予定線)を実現することは、本
土、四国間の輸送上のあい路である海
峡連絡の不便解消に画期的な方策であ
り、これが早期実現は地元関係者多年
の宿願である。当局としてはこれまで
に例のない大規模な事業のため、種々
慎重な取扱いも必要とは推察するが、
問題的重要性にかんがみ、他の路線に
優先してこの際ぜひひとと本予定線を調
査線に編入の上、早急な調査完了へ着
工の運びとなるよう格段の配慮をせら
れたいとの請願。

第一三二六号 昭和三十六年十二月十
六日受理

国鉄バス近城線に停留所増設の請願

請願者 京都府相楽郡加茂町
紹介議員 井上 清一君

岡山県宇野付近から香川県高松に至る
鉄道(予定線)を実現することは、本
土、四国間の輸送上のあい路である海
峡連絡の不便解消に画期的な方策であ
り、これが早期実現は地元関係者多年
の宿願である。当局としてはこれまで
に例のない大規模な事業のため、種々
慎重な取扱いも必要とは推察するが、
問題的重要性にかんがみ、他の路線に
優先してこの際ぜひひとと本予定線を調
査線に編入の上、早急な調査完了へ着
工の運びとなるよう格段の配慮をせら
れたいとの請願。

第三九三号 昭和三十六年十二月二
十日受理

一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃
乗車等に関する法律による乗車券
の家族共用に関する請願

請願者 名古屋市中村区城主町
二ノ一 名古屋市中村
区傷痍軍人妻の会内
吉野 すみ子外一名

紹介議員 大倉 精一君

所が認可されて現在に至っているもの
の、当地方と奈良市との近接せる地理
的条件から、都市近郊の開発による人
口増加、交通の複雑化等によつて、現
状のままでは地元住民の要望をみたし
えない状態となつてゐるから、木津町
から近鉄駅前停留所までの間に一箇
所、即ち奈良市入口の手貝町に停留所
を増設せられたいとの請願。

第一二五号 昭和三十六年十二月二
十一月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、港城法の一部を改正する法律案

港城法の一部を改正する法律案

港城法の一部を改正する法律案

港城法(昭和二十三年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

別表北海道の都網走港の項を次のように改める。

網走港河口突堤
燈台(N44°01'17"
E144°17'04")を半
島とする2,100メートル
内の海面及び新
橋下流の網走川水
面

網

限を付し、戦傷病者のみを対象にして
復活したものであるため、戦後長年を
経た今日においても、国立病院や療養
所で、または、自宅で苦しんでいる
者、さらには、重度傷病により歩行も
復となり、さらに奈良市近鉄駅前停留
所が認可されて現在に至っているもの
の、当地方と奈良市との近接せる地理
的条件から、都市近郊の開発による人
口増加、交通の複雑化等によつて、現
状のままでは地元住民の要望をみたし
えない状態となつてゐるから、木津町
から近鉄駅前停留所までの間に一箇
所、即ち奈良市入口の手貝町に停留所
を増設せられたいとの請願。

一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃
乗車等に関する法律による乗車券
の家族共用に関する請願

請願者 名古屋市中村区城主町
二ノ一 名古屋市中村
区傷痍軍人妻の会内
吉野 すみ子外一名

所が認可されて現在に至っているもの
の、当地方と奈良市との近接せる地理
的条件から、都市近郊の開発による人
口増加、交通の複雑化等によつて、現
状のままでは地元住民の要望をみたし
えない状態となつてゐるから、木津町
から近鉄駅前停留所までの間に一箇
所、即ち奈良市入口の手貝町に停留所
を増設せられたいとの請願。

一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃
乗車等に関する法律による乗車券
の家族共用に関する請願

請願者 大倉 精一君

所が認可されて現在に至っているもの
の、当地方と奈良市との近接せる地理
的条件から、都市近郊の開発による人
口増加、交通の複雑化等によつて、現
状のままでは地元住民の要望をみたし
えない状態となつてゐるから、木津町
から近鉄駅前停留所までの間に一箇
所、即ち奈良市入口の手貝町に停留所
を増設せられたいとの請願。

わざかな生計費をさいて病院や療養所
へ見舞いに行くこともできないという
う数多くの戦傷病者の妻や家族は、
できず自宅から一步も外出できないと
いう現状にあるから、本法律による乗車券
を戦傷病者と、その家族も共用できる
よう、改正せられたいとの請願。

〔最下流橋〕
〔大烟橋〕
に改める。

別表青森県の部大湊港の項中

〔芦崎〕
を

芦崎三角点(1.2メートル) (N41°15'
L28" E141°09'42")
に、

〔最下流橋〕
〔田名部川橋〕
に改め、同部大烟港の項中

大烟港南防波堤燈柱(N41°24'32" E141°
L10'18")
を
大烟港東防波堤燈台(N41°24'40" E141°
L10'22")
に、

中
〔N45°27'31" E141°02'12"〕
〔N45°27'29" E141°02'15"〕

に改める。

別表北海道の部焼尻港の項中
〔N44°26'33" E141°25'13"〕
〔N44°26'29" E141°25'35"〕
を
に改め、同部香港の項中

〔N45°18'12" E141°02'54"〕
〔N45°18'10" E141°02'08"〕
を
に改め、同部船泊港の項

別表宮城県の部塩釜港の項中
〔N38°21'54" E141°04'09"〕
〔N38°20'54" E141°04'09"〕
を
に改める。

秋田船川
鵜ノ崎から106度
4,500メートルの
地点まで引いた
線、同地点から65
度5,700メートル
の地点まで引いた
線、同地点から
135度6,300メート
ルの地点まで引い
た線、同地点から
162度9,800メート
ルの地点まで引い
た線、同地点から
90度に引いた線及
び陸岸により囲ま
れた海面並びに放
水路水門下流の雄
物川水面

別表秋田県の部中秋田港の項を次のように改め、船川港の項を削る。

〔久慈港北防波堤燈柱〕
〔久慈川口北防波堤燈柱〕
に改め、同部那珂湊港の項中

最下流橋下流の那珂川水面及び東経140度37'

L5分の線以東の涸沼川水面

〔那珂川湊大橋及び涸沼川涸沼橋各下流の河川水面〕
に改める。

別表千葉県の部千葉港の項を次のように改める。

京 浜 江戸川口右岸突端 (N35°38'18" E139°52'32")から205度5,500メートルの地点まで引いた線、同地点から198度30分9,720メートルの地点まで引いた線、同地点から238度9,330メートルの地点まで引いた線、同地点から200度20分10,300メートルの地点まで引いた線、同地点と鴻ノ巣鼻南東端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、荒川放水路葛西橋、洲崎川九重橋、平久川鷗橋、汐浜川浜園橋、大島川練兵橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川東海道本線鉄道橋、目黒川明和橋、多摩川大師橋、鶴見川鉄道橋、滝川万代橋、新田間川金港橋、帷子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋及び堀割川八幡橋各下流の河川水面、海幸橋以東の築地堀水面、南明橋以東の越前堀水面、汐見川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川第二派川及び入江川小派合川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面

別表東京都神奈川県の部京浜港の項を次のように改める。

千 葉 登戸三角点 (22メートル)から245度11,480メートルの地点まで引いた線、同地点から197度20分9,610メートルの地点まで引いた線、同地点から130度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川新大橋及び養老川吹上橋各下流の河川水面

田子の浦 沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径1,600メートルの円内の海面、同地点から260度に引いた線下流の潤井川水面並びに沼川石水門及び江川江川水門各下流の河川水面

別表静岡県の部沼津港の項中「62メートル」を「51メートル」に改め、同項の次に次の二項を加える。

別表福井県の部敦賀港の項中
 「ナスピ鼻」を「埼」に、
 「松ヶ崎」を「埼」に、
 「小崎」を「神」に改める。

別表新潟県の部新潟港の項中
 「新潟港防波堤燈台」を「新潟港西防波堤燈台」に、
 「及び新川山ノ下橋」を「通船川山ノ下橋及び栗の木川万国橋」に改める。

大阪	大阪北突堤燈台 (N34°38'18" E 135°23'58")から9度15分6,330メートルの地点から214度11,970メートルの地点まで引いた線、同地点から141度30分7,880メートルの地点まで引いた線、同地点から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰巳橋及び神崎川派川中島大橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経135度27分48秒の線から下流の大和川水面、神崎川城島橋、新淀川伝法大橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋、同川端建蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川昭和橋、住吉川住之江大橋、古川古川橋及び堅川堅川橋各下流の河川水面並びに安治川口駅構内入堀、北港運河、桜島入堀、境川運河、三十間堀川、天保山運河、千歳堀、福町堀、三軒家川、木津川運河及び敷津運河の各水面	別表大阪府の部中堺港の項を削り、大阪港の項を次のように改める。 [N34°47'56" E 136°55'22"] [N34°48'04" E 136°55'17"]
----	---	---

福山	防路ノ鼻から179度に引いた線、鳴ヶ巣から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	別表広島県の部福山港の項を次のように改める。 [松尾鼻から0度に引いた線] [310度] [淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川] [315度] [神崎川派川及び左門殿川辰巳橋下流の尼崎市] [の区域内の河川水面]
		別表岡山県の部岡山港の項を削る。 [郡家港西防波堤燈柱 (N34°28'07" E 134°50'39")] [郡家港西防波堤燈台 (N34°28'20" E 134°50'44")]

別表広島県の部竹原港の項の次に次の一項を加える。

安藝津 風早三角点(297メートル)から木谷三角点(138メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表広島県の部広島港の項中
「安川門」を
「天安川門」に改める。

〔元安川、己斐川、府中大川、瀬野川〕

〔320度に引いた線〕
〔320度に引いた線、彦島大人岬から〕
〔335度に引いた線〕
〔335度に引いた線〕
を
に改める。

別表愛媛県の部今治港の項中
「海面」を
海面並びに来島山尾ノ鼻からそれぞれ117度及び254度に引いた線及び陸岸により
囲まれた海面

に改め、同部王生川港の項中

(4.7メートル)(N33°57'08" E17
[33°05'12"])
を
(4.3メートル)(N33°57'07" E17
[33°05'09"])
に改め、同部

西条港の項中
〔4.4メートル〕(N33°55'24" E17
[33°10'15"])
を
〔2.7メートル〕(N33°55'32" E17
[33°10'41"])
に改める。

別表長崎県の部崎戸港の項中
「崎戸島西端」
〔崎戸島北西端〕
を
に改める。

附
則

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

別表熊本県の部佐敷港の項中⁵⁶を³に、
下流を岩に改め、同部本渡港の項中小を川に改める。
川原山

[N $32^{\circ}17'56''$ E $130^{\circ}28'24''$] 1

(N22219/20" E130093/19")を

〔最下流橋〕

卷之三

〔舟橋川小松原橋〕

「小松原川舟橋」

3 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

則長所歸水毛之頂中所歸甚方支是登台二之「新嘉告西」方支是登台一之「及」言斐川方代喬

別表大分県の部中大分港の項を次のように改め、鶴崎港の項を削る。

大分港北突堤燈台
(N $33^{\circ}14'53''$ E $131^{\circ}35'23''$)から270度30分1,700メートルの地点から24度1,250メートルの地点まで引いた線、同地点から74度に引いた線、千歳三角点(39.7メートル)(N $33^{\circ}14'11''$ E $131^{\circ}40'17''$)から70度15分5,050メートルの地点から3度30分2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から306度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、小中島川家島橋、乙津川海原橋、裏川鶴羽橋及び大分川舞鶴橋各下流の河川水面

下流」を「並びに信濃川万代橋、通船川山ノ下橋及び栗の木川万国橋各下流」に改める。

4
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「船川」を「秋田船川」に改める。

大 分

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律

一用二十六日本委員会に左の案件を付

この法律は 明治三十七年四月一
日から施行する。

題名及び本則中「南大東島」の下に「及び石垣島」を加える。

一、国鉄軽井沢、長野両駅間鐵道電化促進に關する請願（第七〇四号）
五号）（第七二二号）

国鉄輕井沢、長野両駅間鐵道電化促進
に關する請願
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久
紹介議員 小山邦太郎君

まで、軽井沢以西についても同様に近代化が行なわれなければアプローチ区間の改良も意義が半減すると共に、軽井沢以西の本線沿線は、觀光地として知られているばかりでなく、近年工業地帯としても、その発展が注目されでお

第七〇四号 昭和三十七年一月十七

機械化の工事が一貫して全国鉄道業者において決定づみのことであるが、本線の近代化を実現するためには、あく

実情を考慮され、昭和三十八年六月までに、軽井沢まで電化されるとともに

軽井沢、長野両駅間の電化も完成せられたいとの請願。

第七〇五号 昭和三十七年一月十七日受理

国鉄甲府、長野両駅間鉄道の複線電化

実現に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

会内 佐藤武久

紹介議員

小山邦太郎君

国鉄甲府、長野両駅間の輸送力増強に關する請願
については、今回長野、上諏訪両駅間に電化工事実施が決定し、まことに感謝にたえないが、本沿線地帯の産業経済の発展ならびに観光開発の促進は急速に進展しつつあるにかんがみ、長野県と山梨県との経済交流は日をおつてひん繁となり、諸物資の輸送も増加の一途をたどつており、旅行者はいうまでもなく、沿線の地域住民は、つねに本県と山梨県との間の国鉄輸送力の増強を願っているから、本県内の実情と沿線住民の強い要望を考慮せられ、きたる東京オリンピック開催時までに甲府、長野両駅間の複線電化を実現せられたいとの請願。

第七二二号 昭和三十七年一月十七日受理

国鉄甲府、長野両駅間鉄道の複線電化実現に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

会内 園原信夫

この請願の趣旨は、第七〇五号と同じである。

紹介議員

棚橋

小虎君

開発等、所期の目的が達成されるのであるから、岩日線広瀬・日原間を岩国一広瀬開通に引き続き建設せられた

第七二二号 昭和三十七年一月十七日受理

国鉄井沢、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

会内 園原信夫

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第七〇四号と同じである。

第七五四号 昭和三十七年一月十九日受理

岩日線広瀬、日原両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者 山口県玖珂郡錦町長

桶口静恵外十三名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第七五三号と同じである。

く。」を加える。
第八条中「船長は」の下に「命令の定めるところにより」を加える。

第十四条の見出しを「(遭難船舶等の救助)」に改め、同条本文中「船舶」の下に「又は航空機」を加え、同条の

次に次の三条を加える。

「第四章 雇入契約」を「第四章雇入契約等」に改める。

第三十一條前段中「雇入契約の下に「(予備船員について、雇用契約)」に改め、以下第三十四条まで、第五十八条、第八十四条及び第一百条において

同じ。」を加える。

第三十二条中「締結に際し」の下に「命令の定めるところにより」を加える。

第十四条の二 命令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、命令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(異常気象等)

第十四条の二 命令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、命令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(異常気象等)

第七五五号 昭和三十七年一月十九日受理

岩日線広瀬、日原両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者 島根県益田市長 伊藤正男外十三名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第七五三号と同じである。

第十四条の三 命令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に關し、命令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならぬ。

(非常配置表及び操練)

一月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船員法の一部を改正する法律案

十二月に同線の建設が決定され、昭和三十五年十一月一日に岩国・河山間の一部を開通を見事に引き続いて河山・広瀬間の工事が着手され、昭和三十七年度末にこれが完成される予定となつてゐるのであるが、岩日線は、その名の示すように、岩国と日原を結んではじめて、名実ともに陰陽連絡經濟であります。

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
船員法の一部を改正する法律案
第一項及び第二条第二項中の「船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
船員法目次中「雇入契約」を「雇入契約等」に改め、「食料」の下に「並びに安全」を加える。

本則中「属員」を「部員」に改める。

第一条第一項及び第二条第二項中の「予備員」を「予備船員」に改める。

第一項第三号中「漁船」の下に「政令の定める総トン数二十トン以上」の漁船及び政令の定めるまき網漁業に從事する漁船の附屬漁船を除く。

この請願の趣旨は、第七〇五号と同じである。

命の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、端艇操練その他非常の場合のため必要な操練を実施しなければならない。

命令の定める船舶の船長は、命令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、端艇操練その他非常の場合のため必要な操練を実施しなければならない。

(航海の安全の確保)

第十四条の四 第八条乃至前条に規定するものの外、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に關し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定める。

船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも返還を請求することができます。

区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう載員百人以上のもの

二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする命令の定める船舶で主務大臣の指定する航路に就航するもの

三 命令の定める母船式漁業に從事する漁船

(衛生管理者)

第八十二条の二 船舶所有者は、左の船舶(前条各号に掲げるものを除く。)については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は命令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

二 命令の定める漁船

衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならぬ。但し、やむを得ない事由がある場合において、行政官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

主務大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

命令の定めるところにより主務大臣の行なう試験に合格した者

二 命令の定めるところにより主務大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

衛生管理者は、命令の定めるところにより、船内の衛生管理に必

要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるよう努めなければならない。

前各項に定めるものの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八十五条の見出しを「(就業制限)」に改め、同条第二項を次のよう改める。

船舶所有者は、年齢十八未満の船員及び女子の船員を第八十一一条第二項の命令の定める危険な船内作業又は命令の定めるこれらの船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

第九十二条の次に次の二条を加える。

(行方不明手当)

第九十二条の二 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、命令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。

第九十六条第一項中「疾病」の下に「行方不明」を加える。

第九十七条第二項第二号中「食料」の下に「並びに安全」を加える。

船員労働者の服制は、命令でこれを定める。

就業規則及び船員の貯蓄金の管

理に関する協定に改め、「船内」の下に「及びその他の事業場内」を加える。

第一百四十四条第一項中「又は傷病手当」を「傷病手当又は行方不明手当」に改める。

第一百五十五条前段中「送還の費用」の下に「送還手当」を加え、同条後段中「及び傷病手当」を「及び前条に規定する手当」に、「傷病手当の額」を「これららの手当の額」に改める。

第一百六十六条第一項中「第四十五条」を「第四十四条の三」に改める。

第一百七十七条中「遺族手当」を「行方不明手当、遺族手当」に改める。

第一百八十八条を次のように改める。

(救命艇手)

第一百八十八条 船舶所有者は、命令の定める船舶については、乗組員の中から命令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

行政官庁は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。但し、救命艇手適任証書を交付する。

命令の定めるところにより行政官庁の行なう試験に合格した者

二 命令の定めるところにより行政官庁が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

前項に規定するものの外、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、命令でこれを定め

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(貯蓄金の管理) 第二条 この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第二項の認可を受けて貯蓄金の管理をしている船舶所有者についての当該認可に係る事項は、改正後の同項の規定による届け出をした協定とみなす。

(雇入契約の終了に関する経過規定) 第三条 改正後の第三十九条第四項の下に「第十四条の三第一項」を加え、「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第一百二十八条第二号中「船舶」の下に「航空機」を加え、同条の次に次の二条を加える。

二 命令の定めるところにより主務大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

第一百二十九条中「並びに安全」を加える。

第一百三十条中「及び就業規則」の下に「並びに安全」を加える。

第一百三十三条中「就業規則及び船員の貯蓄金の管

理への委任) 第百十九条の二 第一条第二項第三号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、失業保険制度その他社会保険制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第一百三十一条第一号中「第八十一条第一項第二項」を「第五十八条の二、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項第二項」に、「又は第八十条第一項第二項」に改め、同条第二号を次のように改める。

第一百三十三条又は第一百八十八条第一項第二項」を、「第八十一条第一項第二項」に改め、同条第二号を次に規定する手当」に、「傷病手当の額」を「これららの手当の額」に改める。

第一百六十六条第一項中「第四十五条」を「第四十四条の三」に改める。

第一百七十七条中「遺族手当」を「行方不明手当、遺族手当」に改める。

第一百八十八条を次のように改める。

(救命艇手)

第一百八十八条 船舶所有者は、命令の公定める船舶については、乗組員の中から命令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

中から命令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

行政官庁は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならぬ。

命令の定めるところにより行政官庁の行なう試験に合格した者

二 命令の定めるところにより行政官庁が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

前項に規定するものの外、救命

艇手及び救命艇手適任証書に関する事項は、命令でこれを定め

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(貯蓄金の管理) 第二条 この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第二項の認可を受けて貯蓄金の管理をしている船舶所有者についての当該認可に係る事項は、改正後の同項の規定による届け出をした協定とみなす。

(雇入契約の終了に関する経過規定) 第三条 改正後の第三十九条第四項の下に「第十四条の三第一項」を加え、「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第一百二十八条第二号中「船舶」の下に「航空機」を加え、同条の次に次の二条を加える。

二 命令の定めるところにより主務大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

第一百二十九条中「並びに安全」を加える。

第一百三十条中「及び就業規則」の下に「並びに安全」を加える。

第一百三十三条中「就業規則及び船員の貯蓄金の管

し、この法律の施行前に生じた事由による船員の送還については、なお従前の例による。
(医師に関する経過規定)

第五条 第八十二条の規定の改正により新たに医師を乗組ますべきこととなつた船舶であつて、この法律の施行の際現に航海中であるものについては、改正後の同条の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、医師を乗組ませることを要しない。

(衛生管理者に関する経過規定)
第六条 昭和三十九年三月三十一日までは、第八十二条の第二項の規定にかかわらず、衛生管理者適任証書を受有する者以外の者を衛生管理者に適任することができない。

(行方不明手当に関する経過規定)
第七条 第九十二条の二の規定は、この法律の施行後に行方不明となつた船員について適用する。

(救命艇手に関する経過規定)
第八条 この法律の施行の際現に効力を有する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定に基づく命令の規定による救命艇手適任証書は、改正後の第一百八条第三項の規定により行政官庁が交付したものとみなす。

(罰則に関する経過規定)
第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりこの法律の施行後もなおその例によることとされている規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員職業安定法の一部改正)
第十条 船員職業安定法(昭和三十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
船員職業安定法目次及び本則中「雇員職業補導」を「部員職業補導」に改める。
第六条第四項中「雇員」を「部員」に改める。

(地方公務員法の一一部改正)
第十五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「又は公務」を「若しくは公務」に、「廃疾となつた場合」を「廃疾となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合」に改める。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である」ということ。

海上旅客運送事業者等に協力し、あわせて戦時標準型船舶を解撤して行

なう貨物船の整備について」を「国内旅客船の整備、戦時標準型船舶を解撤して行なう貨物船の整備及び港湾

運送用船舶の整備について」に、「海上貨物運送事業者等」を「海上旅客運送事業者等、海上貨物運送事業者等」に改め、「海上運送」の下に「及び港湾運送」を加える。

第二条に次の三項を加える。

7 この法律において「港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業について、同法

第四条の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「港湾運送用船舶」とは、港湾運送事業者の事業の用に供するはしけそ他の船舶をいう。

9 この法律において「港湾運送用船舶貸渡業者」とは、港湾運送用船舶の貸渡しをする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

第五条中「四億円」を「五億円」に改める。

第十三条第二号中「貨物船貸渡業者」の下に「港湾運送事業者、港湾運送用船舶貸渡業者」を加える。

第十九条中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者と費用を分担して、港湾運送用船舶を建造すること。

八 前号の規定により建造した港

湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者に使用されること。

港湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者に譲渡すること。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十三条及び第十九条の規定の適用については、港湾運送事業法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十九号)附則第二項の規定により、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業について、同法

第五号に掲げる港湾運送事業を営むことができる者は、同項の規定により当該事業を営むことができる間、港湾運送事業者とみなす。

昭和三十七年二月五日印刷

昭和三十七年二月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局